

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国** 国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 物価スライド制** 物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 全額社会保険料の控除の対象** 確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 年金額の一部を国が負担** 私的年金にはない、国の負担があります。
- 老齢基礎年金は終身保証** 生涯にわたって年金が受けられます。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金** けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険配偶者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により、経済的に保険料の納付が困難な場合、本人の申請により、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。また学生には学生納付特例制度があります。所得の審査対象者および内容は右表のとおりです。

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付されないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納していただけます。

ただし2年以上経過した期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※若年者納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度ですので、年金受給額を満額に近づけるためには、前記期間内(10年間)に追納をしてください。



国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で直接金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額15,590円(平成27年度)です。
- ・「口座振替」のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	3,900				
半額免除	7,800				
4分の1免除	11,690				
納付猶予制度	0		されない		本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

国民年金保険料の後納制度

平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度をご利用できます。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

児童虐待防止推進月間

「もしかして」あなたが救う 小さな手

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

あなたにできる防止対策

- ・まわりの子どもに関心を持ってください。
- ・自分の周囲で虐待を疑われる事実を知ったら、ためらわず通報してください。

問合せ・相談先

児童課児童・保育G 内線2221
家庭児童相談室 ☎24-0350
海部児童・障害者相談センター
☎25-8118



子ども・若者育成支援県民運動強調月間

11月1日(日)～30日(月)

育てよう 自分に勝てる子 負けない子

今日、スマートフォンの急速な普及により、青少年が有害な情報に触れる機会が増大しており、SNSや匿名掲示板を介した、青少年が標的になる犯罪が増加しています。また、「JKビジネス」と呼ばれる、青少年の性を売り物にした事業者も問題視されています。

青少年がそうした有害な情報、犯罪に巻き込まれないように、子ども・若者の健全育成への支援、ご協力をお願いします。

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)内線2283

ひとりで悩んでいませんか? ～DVは重大な人権侵害です～

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人の間で起こる暴力のことを言います。

暴力は殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、脅すなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力や性的暴力なども含まれます。ひとりで抱えないで、まず相談してみませんか?

DV相談窓口

人権推進課(市役所2階)

※面接・電話どちらも、予約不要

時間 午前8時30分～午後5時15分
(市役所閉庁日は除く)

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G
内線2271



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月16日(月)～22日(日)

夫やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽に相談してください。

相談専用電話(全国共通)

☎0570-070-810

相談日時 11月16日(月)～22日(日)

(平日)午前8時30分～午後7時

(土・日)午前10時～午後5時

※なお、強化週間外は平日の
午前8時30分～午後5時15分

相談担当者

法務局職員および人権擁護委員

問合せ 名古屋法務局人権擁護部

☎052-952-8111 内線1450



シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

11月11日(水)～20日(金)

後部座席でもシートベルト、「カチッと!」ね!!

後部座席でシートベルトを着用しないと、交通事故に遭った場合、自分自身への大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。後部座席でのシートベルトの着用は、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ります。

シートベルトは命綱!車に乗ったら、まず、全員がシートベルトをカチッと締めましょう。

抱っこでは守れない 子どもの命

時速40kmで衝突時、子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。これでは、大人がどんなに力持ちでも「抱っこ」で支えることはできません。

子どもを事故から守るのは、大人の責任です!

チャイルドシートは習慣づけることが大切です。また、チャイルドシートが正しく取り付けられているかどうかを確認してください。正しく取り付けしていないと効果が薄れて、重大な事故につながるケースもあります。

問合せ 地域・安全課地域コミュニティG 内線2362

